

菊川市を流れる **黒沢川** および **その流域** では、

流域治水を本格的に実践し、浸水被害を軽減させるため、

「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、

特定都市河川 および **特定都市河川流域** の

指定手続きを進めています。

Q 「特定都市河川」・「特定都市河川流域」に指定されるとどうなるの？

A 河川改修などのハード整備を進めます。加えて、国・県・市等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進していきます。そのうちの1つとして、雨水が河川に流れ込む量を現在よりも増やす行為について、許可が必要となります。
※ 詳細は裏面をご覧ください。

Q なぜ、黒沢川流域を指定するの？

A この地域は、内水による浸水被害が頻発しています。令和元年の台風第19号による出水では、近隣の岳洋地区で床上・床下浸水が発生しています。流域に関わるあらゆる関係者が協働し、このような浸水被害を軽減していくために、指定手続きを進めています。



Q 「特定都市河川浸水被害対策法」ってなに？

A 著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域等について、浸水被害の防止のための対策を推進する法律です。

凡 例

指定を行おうとする河川

指定を行おうとする河川の流域

詳しくはこちらをご覧ください。➡



特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際には

流出抑制のための許可が必要になります。

- 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地で行う **1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為**（土地の締め固めや開発などにより雨水を浸み込みにくくする行為、すなわち、雨水が河川に流れ込む量を現在よりも増やす行為）は、静岡県知事の **許可が必要** になります。
- 許可にあたっては、技術基準に従った **雨水を貯めたり浸み込ませたりする対策が必要** になります。

※ 「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場 等

「宅地等」以外の土地：山地、林地、耕地、原野 等

※ 1,000㎡は、約1反（991.7㎡）、約300坪（991.7㎡）です。

※ 行為面積や行為前後の状況により、必要な対策は異なります。

※ 1,000㎡未満の雨水浸透阻害行為を行われる方も、雨水を貯めたり浸み込ませたりする対策に御協力いただけますようお願いします。

以下のような、雨水浸透阻害行為（1,000㎡以上の場合）を行う際には…



雨水を貯めたり浸み込ませたりする対策が必要です。

例えば 透水性舗装



例えば 浸透ます



例えば 雨水貯留施設



- 許可に伴い設置された施設が持つ雨水を貯めたり浸み込ませたりする機能を阻害するおそれのある行為も、静岡県知事の許可が必要になります。例えば、雨水の流入口の閉塞、雨水貯留施設の埋立て等が該当します。
- 許可を受けずに雨水浸透阻害行為や雨水貯留浸透施設の機能を阻害する行為をした場合等は法律により罰則（6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金）があります。

特定都市河川浸水被害対策法及び制度に関する問合せ：
静岡県 交通基盤部 河川企画課 電話：054-221-3035

雨水浸透阻害行為の許可申請等に関する問合せ及び御相談：
静岡県 交通基盤部 袋井土木事務所 企画検査課 電話：0538-42-3216
菊川市 建設経済部 都市計画課 電話：0537-35-0932